

スールー王国スルタンと東インド会社代表ダルリンブルの交わした文書 —1761年、ジャウィ文書と英語文書の比較から—

三王 昌代

はじめに

現在のフィリピン南部から北ボルネオにまたがるスールー諸島付近には、15世紀後半から20世紀初頭にかけて、「スールー王国」と呼ばれるスルタン制の国家が成立し⁽¹⁾、スルタンらは近隣の諸地域、中国、スペイン、オランダ、イギリスなどと交渉していた。とくに18世紀後半から19世紀前半にかけて、同地域はナマコ、燕の巣、真珠母貝などの海産物をはじめとする諸物品を求めたり、もたらしたりする多様な人びとをひきつける一大交易拠点であった⁽²⁾。イギリスとの関係で言えば、スールー王国のスルタン・ムイッズッ=ディーン（在位期間は1748年から1763年半ばまでくらい）などとイギリス東インド会社代表のアレグザンダー・ダルリンブル Alexander Dalrymple (1737-1808)⁽³⁾とのあいだで、1761年にはじめて結ばれた暫定的「友好と通商に関する諸条項」は大きな意味を持っていた⁽⁴⁾。

ところが残念なことに、これでまで両国の関係についての研究は、おもにヨーロッパ諸語の文献に基づいて行われ、スールー王国で使用されていた言葉で記された文書は利用されてこなかった。上述の「諸条項」についてもアラビア文字（マレー語のジャウィ）⁽⁵⁾表記の文書の存在は知られていたものの、英語文書⁽⁶⁾が利用されるのみであった。だが、ジャウィ文書の重要性は近年の研究によって明らかになりつつあり⁽⁷⁾、筆者もスールー王国と中国とのあいだに交わされたジャウィ文書と漢文資料を比較検討したことがある。その結果、両者のあいだには文言の置き換えがあったり、ジャウィ文書にはない文言を漢文資料に見出せたりすることが分かってきた⁽⁸⁾。イギリスとの関係についてもジャウィ文書を解読すれば、スルタン側から見た解釈を提示することができるのではないだろうか。

当時のスールー王国付近の言語状況は極めて複雑であったと考えられるので、一度に多くの事例を検討することはできない。けれども、現地語文書を用いた研究が少ない現状においては、このような比較研究でも一定の意味はあるだろう。そこで、この度は上述の「諸条項」文書に着目し、ジャウィ版と英文版との比較を試みたい。本研究で用いる資料は、1761年にスルタンとダルリンブルとが交わした文書で、原本の写しは *Home Miscellaneous Series*⁽⁹⁾ に収められている。資料は合計3枚あり、1枚目左側（456頁）にはマレー語のアラビア文字（ジャウィ）表記で記された文書が、右側（457頁）には英語で表記された文書がある。文書の中央上部は割り印が押され、英語文書の右下にはダルリンブルの署名と彼もしくはイギリス側の印が押されている。2枚目（459頁）はアラビア文字表記と英語表記の文書で、アズィームッ=ディーン1世（在位1735-1748, 1764-1774）の署名がある。そし

て3枚目左側(460頁)の内容は1枚目左側とほぼ同じで、その右側(461頁)にはスルー王国に関係すると思われる人物の署名がある。

本研究では、まずダルリンブルの著作物や先行研究から、双方のあいだで本文書が交わされた経緯を概観し、本文書を素材としてスルタンとダルリンブルのあいだに見られる認識の相違点を明らかにしてみたい。ジャウィ文書と英文の内容を比較検討するなかで、この協定を複眼的に解釈する手掛かりが見出せるだろう。

1. 文書が交わされた経緯

ダルリンブルは、1759年から1764年までの間に3回、フィリピン諸島、ボルネオ、スルーに航海した⁽¹⁰⁾。本研究はおもに第一回目の航海のさいに締結された取り決めに関わるので、第一回目の航海にいたる経緯を概観してみよう。

「1758年、ニューギニア西岸、マルク諸島からフィリピンの東をとおり、ルソン・台湾間をめけて広州にいたる、中国への東航路を発見した」イギリス人ウィリアム・ウィルソン William Wilson⁽¹¹⁾の報告から、「マドラス商館は、中国向け商品の集荷およびイギリス・インド商品の販売が可能で、インドー広州間の中継基地として(中略)スペイン支配地外のスルー王国領に注目した。書記補ダルリンブルが同王国に交渉のため派遣され、1761年に商館建設が認められ、翌年にその用地として北ボルネオ沖のバランバンガン島の割譲を受けた」と言われている⁽¹²⁾。1759年、ダルリンブル一行は中国南部の広東を基点にしてフィリピン北部からスルー諸島に向かった。彼の報告を見ると、

1761年1月、イギリスは、支配権を握っている王子にして、Mahumud Mojodin と呼ばれている Sultan Banteekan とスルーにおいて条約を締結した。その条約は、次の9月に、スルーの貴族階級を代表する長である Dato Bandahara⁽¹³⁾、およびスルーの主だった人びとによって批准された⁽¹⁴⁾。

とあり、1761年1月、イギリスは、まずスルタンの Mahumud Mojodin と「条約」を結ぶ。後述するように、「諸条項」文書の英語版では、Mojodin は Sultan Mohmund Mo-i-Todin と記されている⁽¹⁵⁾。マフル氏の研究によれば、当時のスルタン名はスルタン・ムイッズッ=ディーン Sultan Mu'izz ud-Din なので、Mojodin, Mo-i-Todin いずれもムイッズッ=ディーンの音写である。後述のジャウィ文書中ではムハンマド Muhammad と表記されているところが、英語では Mahumud, Mohmund となっている。また英文ではムイッズッ=ディーン の表記も Mojodin, Mo-i-Todin とばらばらで、ダルリンブルらは正確には聞きとれなかったのであろう。そして同年9月、スルー王国の首長によってこの「条約」は承認されたという。

ダルリンブルはこの間、1761年2月26日付けのイギリスの政治家ウィリアム・ピット William Pitt (1708-78) への手紙で、同年1月28日付けで彼と(スールー王国の)支配者であるスルタンが(暫定的な「条約」に)署名したことにする報告を行う⁽¹⁶⁾。1762年1月、ダルリンブルはマドラスに戻り、1762年6月、「条約」に関する東インド会社の承認を携えて、スールーとバランバンガンに航海した(スールーへの第二回目の航海)⁽¹⁷⁾。この時の積み荷はインドとヨーロッパの反物、鉄製の器具など(Indian and European piece-goods, iron, etc.)であった⁽¹⁸⁾。1764年、アズィームツ=ディーン1世の代になり、改めて文書が交わされた。その内容は「これまでの協定の再確認と、北ボルネオのスールー領における商業的特権」の付与⁽¹⁹⁾であったとされる。

ダルリンブルらはスールー周辺を調べて海図を作ったり⁽²⁰⁾、同地域の産物やスルタンらの「支配地」を確認したりしている。彼の報告書によれば、同地域で使われている言語については、例えば、彼は耳になじまないと述べて、ビサヤ語との関連のほか、外来の者との会話の手段としてマレー語やそれに類似する言葉に言及している⁽²¹⁾。なかにはアラビア語が分かる人物もいた⁽²²⁾。上述のアズィームツ=ディーン1世もアラビア語とマレー語の知識を持っていた一人である⁽²³⁾。後にスールーを訪れたイギリスのトマス・フォレスト Thomas Forrest (c. 1729-c. 1802) は、「上流の人たちはマレー語を話し、外国と交易をする人びともたいていそれを理解している」と述べている⁽²⁴⁾。これらの記述から、スルタンは英語には精通していなかったと思われる。

2. ジャウイ文書と英文書の比較

本稿で扱う文書はマレー語でほぼ解釈可能であるため、ジャウイ文書については現代マレー語に転写する。そしてジャウイ文書の記述に従い、英語文書との比較を行いたい。ジャウイ文書の内容は項目分けがなされていない。そこで英語文書との対応箇所を考慮し、分かりやすいところで区切って検討していきたい。

2-1. 1枚目

さっそくジャウイ文書の冒頭から見てみよう。

Hijrat⁽²⁵⁾ seribu seratus tujuh puluh empat tahun pada tahun Z-Ā-Y⁽²⁶⁾ pada dua likur hari bulan jamadilakhir⁽²⁷⁾ pada hari khamis pada ketika pukul sepuluh, dewasa itulah, Paduka Seri Sultān⁽²⁸⁾ berteguh-teguhan janji⁽²⁹⁾ dengan S-R (Sir)⁽³⁰⁾ B-D-W-R [badari]⁽³¹⁾ di K-M-P-N-N-Y-Y-H [Kompeni] A-L-K-S-A-N-D-H-D-L-NG-Y-N-P-Y-L-Y [Alexander Dalrymple]⁽³²⁾.

[ヒジュラ暦 1174 年第 6 月 22 日 (西暦 1761 年 1 月 29 日), 木曜日 10 時, この時に, スルタン陛下は, 東インド会社の代表アレグザンダー・ダルリンプル殿との約束 (契約・条件) を相互に固く守ることを表明する。]

とある。文書の最初に本文書が記された日時と調印者の名が記されている。“Kompeni” とは東インド会社を指す。つまり, ヒジュラ暦 1174 年第 6 月 22 日すなわち西暦 1761 年 1 月 29 日⁽³³⁾ に, (スルー王国の) スルタンと東インド会社のダルリンプルとが (以下の) 取り決めを交わした。ここではスルタン陛下 (Paduka Seri Sultān) のように尊称が用いられているので, 書き手はスルタンとは別に存在していたと考えられる。続けて,

Maka inilah perjanjian Paduka Seri Sultān Muhammad Mu'izz al-dīn⁽³⁴⁾ ibn al-Sultān Muhammad Badar al-dīn⁽³⁵⁾ dengan S-R [Sir] B-D-W-R [badari] di K-M-P-N-N-Y-Y-H [Kompeni] A-L-K-S-A-N-D-H D-L-NG-Y-N-P-Y-L-Y [Alexander Dalrymple] telah diberi izin membuat gudang tempat menaruh kain serta tempatnya berdagang-dagang supaya tiada diceburi orang yang jahat, dan diberi tanah tempat bertanam tebu⁽³⁶⁾.

[これはスルタン・ムハンマド・パダルツ=ディーンの子であるスルタン陛下ムハンマド・ムイッズツ=ディーンと東インド会社の代表アレグザンダー・ダルリンプル殿との (以下のような) 協定 (契約・合意) であり, (スルタン陛下は) よこしまな人物がかかわることのないよう (この地に) やってきて交易する場所とともに (=を兼ね備えた), 織物を置くための場所である倉庫をつくること, および砂糖黍を栽培する土地を与えることを許可した]

この取り決めを交わしたスルー王国側の人物は, スルタン・ムハンマド・パダルツ=ディーン (在位 1718 年前後から 1732 年) の息子であるスルタン・ムハンマド・ムイッズツ=ディーンであった。最初の内容は, 交易する場所 (tempatnya berdagang-dagang) とともに, 織物を置くための場所 (tempat menaruh kain) である倉庫 (gudang) をつくる許可を与えること, および砂糖黍を栽培する土地 (tanah tempat bertanam tebu) を与えるというものであった。これに対し, 英文の冒頭部分は,

Articles of Friendship and Commerce agreed on and Settled between the English and Sooloos, by Alexander⁽³⁷⁾ Dalrymple, Esq., on the part of the United Company of Merchants of England, trading to the East Indies⁽³⁸⁾, and Sultan Mohmund Mo-i-Todin, Son of Sultan Mahomed Badarodin, for himself and his Successors, this 28th January, 1761.

[東インド諸島方面で交易に携わるイングランド商人連合会社の代表アレグザンダ

一・D. ダルリンブル殿と、スルタン・ムハンマドBadarodinの息子にして、自らおよびその後継者の利益を代表するスルタン・ムハンマド Mo-i-Todin とによって、1761年1月28日、イギリスとスールーとのあいだで合意・締結された友好と通商に関する諸条項。]

となっている。Badarodinは、ジャウイ文書に見られるバダルッ=ディーンBadar al-dīnである。ダルリンブルはいわゆる連合イギリス東インド会社の代表として、スルタン・ムハンマド・ムイッズッ=ディーンと交渉をした。それは「友好と通商に関する諸条項」と位置づけられ、1761年1月28日に締結されている。ジャウイ文書と比較すると、英語文書ではスルタンへの尊称は記されず、代わりに「自らおよびその後継者の利益を代表する」という言葉が置かれている。署名された日付を見ると、英語文書は1月28日、ジャウイ文書は1月29日となっており、英語文書のほうが1日早い。ジャウイ文書では当時の東インド会社の正式名称ではなく、「Kompeni」という言葉が使われている。英語文書は、以下、項目分けされており、その第1項は、

1. The English shall have leave to choose a proper Spot of Ground for a Factory and Gardens, and the Sultan engages to secure them in the perpetual and unmolested Possession.

[イギリス人には、商館と菜園とに適した土地を選ぶ許可が得られるものとし、スルタンは彼らがそれを永遠に、何者にも妨げられずに所有することを保証すると約束する。]

である。このように、イギリス人は「商館 (Factory)」と「菜園 (Gardens)」をつくる場所を選ぶ権利を得て、それらを永遠に所有することを認められたと言いたいのであろう。

さて、ここで英語文書にある「商館 (Factory)」と、ジャウイ文書にある「倉庫 (gudang)」について少し考えてみたい。両者は同義であると考えれば、「商館 (Factory)」はインド・アジア諸国で倉庫や貯蔵庫などを意味する言葉と捉えることもできるのかも知れない。しかし、ダルリンブルのスールー行きに関わったマドラス商館の事例を見てみると、要塞や会社関係の建物などを伴い、さらに商人の居住地を含めた地区も壁で囲まれているとされる⁽³⁹⁾。英語文書のみで判断してしまうと、このような商館をイメージされてしまいがちであるが、ジャウイ文書の内容を検討していくと必ずしもそのようなものではなかったことが分かり、現地語表現の「倉庫 (gudang)」という言葉に注意を払うべきであろう。

また英語文書中に見られる「菜園」とある部分について、ジャウイ文書では「砂糖黍を栽培する土地」というように用途を定めている。さらに英語文書に見られる「永遠」という言葉はジャウイ文書には見られない。ジャウイ文書では「何者にも」という言葉に相当

する言葉は使われず、「よこしまな人物」がかかわらないように、という表現になっていると思われる。

続けてジャウイ文書には次のようにある。

Dan jika berkelahi Ingelis ⁽⁴⁰⁾ sama Ingelis atas bicara kaptan komandor ⁽⁴¹⁾ jua adanya ⁽⁴²⁾. Jika kiranya salah satu daripada orang Ingelis berkelahi dengan salah satu orang Suluk, atas bicara Paduka Seri Sultān dengan kaptan komandor Ingelis membicarakan dengan sepatut haknya.

[また、もしイギリス人同士が争った場合は、(イギリスの) 司令官である艦長の審理に依るものとする。もしもイギリスの人の一人がスールーの人の一人と争ったならば、イギリスの司令官である艦長の協力のもと、スルタン陛下の審理に依り (スルタン陛下が彼らを) 公正・公平に裁く。]

これは、争いごとが起きた場合の扱いに関するもので、イギリス人同士ならばイギリス側で審理してよい。イギリス人とスールーの人が関わっていた場合には、イギリスの司令官である艦長と相談のうえ、スルタンの審理に基づいて裁かれる。英語文書第2項を見ると、

2. The English, in all Disputes or litigious affairs between each other, shall be adjudged by their own Law only. But all affairs where the Sooloos and English are jointly concerned shall be determined by the Sultan in conjunction with the English Chief.

[イギリス人同士のあいだの争いや訴訟案件について、イギリス人は自らの法律によってのみ裁かれるものとする。しかしスールーの人とイギリス人とがともに関係している案件はすべて、イギリスの指揮官の協力のもとに、スルタンによって決定されるものとする。]

とあり、イギリス人同士の場合は「イギリス人 (中略) 自らの法律」という言葉が使われているものの、イギリス人とスールーの人が関わっている場合については、ジャウイ文書同様、最終的にはスルタンが解決する手はずになっている。ジャウイ文書は続けて、

Jika anak negeri mengambil upahan kepada anak ⁽⁴³⁾ Ingelis, maka ada salahnya boleh dipukul oleh Ingelis, dan jika dibunuh, masuk juga pada bicara Paduka Seri Sultān dengan kaptan komandor dengan sepatut haknya juga adanya.

[もし土着の人がイギリスの人の雇われ者となった場合、過ちがあった者についてはイギリス人が打ってもよいが、もしその者が殺されるならば、(イギリスの) 司令官で

ある艦長の協力のもと、公正・公平にスルタン陛下もまた審理に加わる。]

という。すなわちイギリス人に雇われたスールーの人のうち、過ちを犯した者については、イギリス人が打ってもよいとされる。けれども殺される（懲罰の結果として処刑される）ことがある場合には、スルタンはイギリス側との協議を行うとされる。これについて英語文書第3項は、次のように記している。

3. The English shall have Liberty to employ in their Service any of the Natives of Sooloo, and such whilst they continue Servants, shall be subject to Punishment from the English Chief. But not to be put to Death without a Council with the Sultan.

[イギリスはスールーのいかなる土着民をも彼らの仕事のために雇用する自由が得られるものとする。雇用期間中、彼らはイギリスの指揮官による処罰を受ける場合があるものとする。しかしスルタンとの協議なしに処刑されることはない。]

最初に「スールーのいかなる土着民をも」「雇用する自由」があるとする。イギリスの指揮官は彼らの処罰を決めることができるが、処刑されるような場合にはスルタンとの協議が必要である。ジャウィ文書にある「もし土着の人がイギリスの人の雇われ者となった場合」というのは、彼らを雇う自由について述べたものではない。上述の第2項を含め、彼らにはかなり有利な条件が提示されているが、スルタンにもまだ権限が残されているという点に鑑みると、イギリスは、現地勢力、ここではとくにスルタンとの折り合いをつけなければならなかったと考えることができるのかも知れない⁽⁴⁴⁾。

次に、スールーにやってきた人の居住に関して、ジャウィ文書では以下のように記されている。

Kala datang orang membuat [kain]⁽⁴⁵⁾ duduk pada Inglis dalam perintah Ingelis, kala datang saudagar duduk dia kepada Ingelis atas perintah Ingelis, kala datang saudagar duduk pada Sultān atas perintah Sultān juga.

[織物を取扱う人がやってきてイギリス人のために住まう場合はイギリス人の指示（命令）に従い（行動し）、商人がやってきてイギリス人に対して住まう場合はイギリス人の指示（命令）に依り、商人が（やってきて）スルタンのために住まう場合はスルタンの指示（命令）に依る。]

このように、イギリス人のためにスールーにやってきた人物はイギリス人の指示（命令）によって、スルタンのためにやってきた商人はスルタンが指示（命令）によって行動する

よう記されている。英語文書の第4項を見てみよう。

4. If any Chinese or other Merchants or Tradesmen should choose to settle under the English [h] ⁽⁴⁶⁾ Jurisdiction, they shall have leave to do so, and be granted sufficient Ground for the Habitation, and shall be considered as Subjects only to the English.

[万一、中国人あるいはその他の交易商や商人がイギリスの権限（裁判権）の及ぶ範囲内に定住することを選択するならば、彼らはそうする許可が得られ、また彼らの居住のための十分な土地が与えられるものとし、イギリスにのみ従属するものとみなされる。]

ここでは、中国を含む各地の商人はイギリス側の権限の下で定住する許可が得られること、彼らには居住地が与えられること、さらに彼らはイギリスに従属する者と認識されることになっている。上述のジャウイ文書は、イギリス人の指示（命令）によって行動するようという内容であり、彼らに「居住のための十分な土地が与えられる」とは記されていない。さらに英語文書では中国の商人が意識されているが、ジャウイ文書中に中国に相当する単語はない。資料の3枚目を参考にして1枚目の不明瞭な部分を補うならば⁽⁴⁷⁾、ジャウイ文書には織物を取扱う人という言葉が存在する。

ところで中国の商人は、スルーにおいてどのような品物を扱っていたのだろうか？ ダルリンプルの報告のなかに、中国船に関わる記述がある。それによると、1761年、中国のアモイから2隻のジャンク船がスルーに到着した。船の積み荷について、「中国人の積み荷は、主に *Cangans*、すなわちきめの粗い綿織物、*Cowsoong* と呼ばれる南京布、鑄造した鉄製の平鍋から成る。彼らの利益は主として真珠、真珠母貝、燕の巣、檳榔子、ナマコ、鳥貝、漆（の木）、黒檀、アガルアガル⁽⁴⁸⁾ によってあげられる」⁽⁴⁹⁾ と述べている。またスルーは中国との関係が深く、そこに多くの中国人が住んでいたという⁽⁵⁰⁾。このように本条項だけでなく、ダルリンプルとその後にスルーにきた人物の報告書にも中国の人に関する記録があることから、イギリスは彼らを自らの側に取り込もうとしていた可能性が高い。

Kala Ingelis membeli dagangan apa-apa jenis tiada membayar 'adat ⁽⁵¹⁾ kepada Paduka Seri Sultān. Kala ada di dagangan dilarangkan Paduka Seri Sultān, jika diturunkannya ke tanah maka kedapatan oleh mata-mata yang belumpai sampai ke dalam gudang, dirampas Sultān-lah. Jikalau kiranya ada salah seorang daripada orang baik-baik dalam kapal membawa ⁽⁵²⁾ dagangan yang dikhabarkan oleh Paduka Seri Sultān, selama dalam kapal tiada apa-apanya serta dilarangkan membawa turun.

Kiranya jikalau diturunkannya juga, maka ⁽⁵³⁾ dapat di luar dirampas, kala dalam dugang diminta kepada kapten komandor meninggal negri Suluk.

[イギリスはいかなる種類の商品を買う場合においても、スルタン陛下への慣習的な贈り物（献上品もしくは税？）を納めなくてよいが、商品のなかにスルタン陛下が禁じているものがある場合、土地に荷揚げされたのちにまだ倉庫に届いていないものを監視人（見張り役）が見つけたならば、スルタンが没収する。もしも船のなかの節度ある人物の一人が、スルタン陛下によって（運ぶよう）命ぜられた商品を運ぶならば、（商品が）船のなかにある限り、（スルタン陛下は）それに構ったり陸揚げを禁じたりはしない。（禁製の品が）荷揚げされた場合、倉庫の外側では没収され得るが、そのなかに入っている場合、（スルタン陛下はそれを）スールー王国に引き渡すよう司令官である艦長に求める。]

通常、交易のさいにはスルタンにアダット（‘adat）と呼ばれるものが納められていたが、イギリス人はそれをする必要がないとされた。‘adat はアラビア語の ‘ada（「習慣」）に由来する言葉で、「慣習」の意である ⁽⁵⁴⁾。このようにジャウィ文書では、マレー語で関税や税を意味する bea や cukai という言葉は使われていない。次の英語文書第6項には、「税あるいは関税（Custom or Duty）」という単語が使われているのだが、関税というよりはむしろ、慣習的に納められている贈り物あるいは献上品のようなものとして捉えていたのであろう。また、スルタンが交易を禁じている品があり、それらは陸揚げできない。もし陸揚げされた場合でも、倉庫に入っていなければスルタンが没収できるとある。スルタンは船内の商品に関知しないようだが、それには節度のある人物の一人が、スルタンによって運搬を命ぜられた商品を運ぶ場合という条件が付けられている。以下の英語文書第6項目にはこのような条件は付されておらず、スルタン側は、場合によっては積み荷の調査が行えるような一文を入れていたとも言える。ただひとたび倉庫に収められてしまうと、イギリスの司令官である艦長に引き渡しを求める必要があった。スルタンによる禁製の品については具体的には記されていないものの、一つはアヘンであったと推察される ⁽⁵⁵⁾。

本件について英語文書は次のように記す。

6. The English shall have a free Trade with all parts of the Sultan's Dominions as at Soolo [o] ⁽⁵⁶⁾, without paying any Custom or Duty, Except any articles the Sultan may pro [hibit] ⁽⁵⁷⁾, and Such if brought shall not be landed, tho [ugh] ⁽⁵⁸⁾ the Ships shall not on any account [be] ⁽⁵⁹⁾ searched. If such Goods be within the Factory the Sultan shall apply to the Chief for their Delivery. But without the Factory they may be seized.

[スルタンが禁じる品物を除き、イギリス人はいかなる税あるいは関税をも支払うこ

となく、スールーでと同様に、スルタンが支配するあらゆる場所との自由な交易ができるものとし、またそのような（スルタンの禁じた）品物がもたらされた場合には陸揚げされないものとする。もっとも船は決して調査されてはならない。もしそのような品物が商館のなかにある場合、スルタンは指揮官に引き渡しを求めるものとする。しかし商館の外であれば、それらは没収される。]

ここでは、禁制品以外はスールー王国の支配地において関税がかからず自由に取り引きでき、禁制品は陸揚げされないと述べている。それらが見つかったさいの対応は、「商館 (Factory)」—— ジャウイ文書では「倉庫 (gudang)」—— に入っているか否かで判断される。また、スルタン側は船内への立ち入り検査ができない。また英語文書中にある「スルタンの支配するあらゆる場所」という言葉や「自由な交易 (a free Trade)」に対応する文言は、上述のジャウイ文書には見当たらないが、これはあるいは次に続く一文と関わりがあるのかも知れない。

Jika siapanya datang orang dagang hendak berniaga dengan Ingelis tiada dilarangkan Sultān, jika hendak berniaga dengan Sultān tiada dilarangkan ⁽⁶⁰⁾ Ingelis, jika berniaga seorang dagang kepada lain daripada Sultān tiada bo [leh] ⁽⁶¹⁾ jika bukan dengan izin Ingelis.

〔商人がやってきてその者がイギリスと交易を行おうとする場合、スルタンは（それを）禁じない。（同様に彼らが）スルタンと交易を行おうとするならば、イギリスは（それを）禁じない。スルタン以外（の人びと）に対して商人が交易をする場合、イギリスの許可がなければ、（交易は）できない。〕

後述する「ヨーロッパの人」とは別に取り上げられているので、ここで述べる商人とは、それ以外の人一般を指すと思われる。スールーにやってきた商人は、イギリスとスルタン双方との交易が可能であったが、その商人と人びととの交易には、イギリスの許可が必要になる。この点についてスルタンから見れば、商人を自らの側に引きつけたいという思惑があったのかも知れないが、彼らの交易活動に制限を加えかねない一文のように思われる。

Jika datang musuh ke negeri Suluk dengan seboleh-boleh Ingelis menolong. Kala datang memerangi Ingelis dengan seboleh-boleh Paduka Seri Sultān ⁽⁶²⁾ menolong.

〔もしスールー王国に敵対する者がきたならば、イギリスは可能な限り（スールー王国を）支援する。イギリスと戦争をしにやってきた場合、スルタン陛下は可能な限り（イギリスを）支援する。〕

スールー王国の敵が攻めてきたならばイギリスは支援し、イギリスがこの地で戦争をする場合にはスルタンが支援するという内容である。「スールー王国に敵対する者」とは、マニラを占拠し、スールー王国と争いつつも他方で交易を続けてきたスペインや、スールー諸島より南に位置するテルナテに商館を置いていたオランダなどであろう⁽⁶³⁾。英語文書第8項には、

8. The English shall be assistant to the Sooloos if attacked, and the Sultan engages [to] ⁽⁶⁴⁾ protect the English from all Enemies.

[イギリスは(スールーが) 攻撃された場合に、スールーを補佐するものとする。またスルタンはすべての敵からイギリス人を保護することを約束する。]

とある。当時、スールーを攻撃してくる可能性が最も高いのはスペインであろう。イギリスから見た競合相手もスペインやオランダなので、この点、双方の利害は一致していたようである。次に、

Kala ada orang putih datang berniaga lain daripada Ingelis tiada boleh berniaga.

[イギリス人以外と交易をしにやってくるヨーロッパの人(もしくは白人)がいた場合、(スルタンは彼と) 交易をすることはできない]

とあり、スルタンとイギリス以外のヨーロッパの人との交易はできないとするが、これはあるいはイギリスが求めた内容なのであろう。これに関連する英語文書第9項では、

9. The Sultan engages to admit no other Europeans but the English to any trade [in his] ⁽⁶⁵⁾ Dominions.

[スルタンはその支配地において、イギリス人以外のヨーロッパの人びとにはいかなる交易をも認めないことを約束する。]

とあり、「いかなる交易をも認めないことを約束する」というように比較的強い表現が用いられている。上述したように、当時、スペインやオランダなどが同地域周辺に勢力を伸ばしていたため、イギリスはスールー地域での交易を可能な限り独占したかったという意図が垣間見られる。

そしてジャウィ文書、英語文書ともに、

Ini janji kala kompeni Ingelis ada suka sampai janji selama-lamanya, kala

tidak suka kita buat lain sampai tiga tahun.

[これは、イギリス東インド会社が好むならば永久に約束(契約・条件)を履行し、私(スルタン)が好まない場合は、3年後までに他のものを作る、という約束(契約・条件)である。]

12. These articles to remain in force forever if ratified by the Company. But, if not appro [ved] ⁽⁶⁶⁾ three years are allowed to settle others, till when these shall continue in Force.

[これらの諸条項は、東インド会社によって批准された場合、永久に効力を持ち続ける。しかし承認されなかった場合、別の条項を取り決めて、それらが効力を持ち続ける時まで、3年間の猶予がなされる。]

と記され、この「諸条項」はイギリス東インド会社の承認・批准をもって成立するとされた。そしてスルー側、イギリス側それぞれ3年後までのあいだに改訂できるとされる。続けてジャウィ文書、英語文書ともに、

Kala ada perahu ⁽⁶⁷⁾ pecah besar atau kecil, dibahagi tiga sebahagi pada Sultān dua bahagi pada yang ⁽⁶⁸⁾ empunya perahu.

[プラフ船の大なり小なり壊れているものがあつた場合、(積み荷の)3分の1はスルタンに、3分の2はプラフ船の持ち主に分配される。]

10. In case any Vessel is lost in the Sultan's Dominations, and any part of the ⁽⁶⁹⁾ Vessel or Cargo is saved by the Sultan, 2/3 shall be returned to the owners and 1/3 shall be the Sul [tan's] ⁽⁷⁰⁾ for salvage.

[スルタンの諸支配地で船が難破し、船体ないし積荷の一部がスルタンによって確保された場合、3分の2は持ち主に戻され、3分の1はスルタンの海難救助料とするものとする。]

とある。ジャウィ文書では船が壊れた場合を、英語文書では船が遭難してしまった場合を想定し、それらが保護された場合には、スルタンには3分の1の取り分があるとされる。このように積み荷はスルタンと持ち主とに分配する意味合いの強い表現になっているように思われるが、英語文書ではスルタンの取り分を「海難救助料 (salvage)」と言う。そして、

Kala ada orang pencri maka terbunuh oleh Ingelis tiada masuk pada bicara Sultān.

[盗人がおり、(その者が)イギリスによって殺される場合、スルタンは審理には加わ

らない。]

とあり、これは英語文書第11項目の、

11. If any Thieves are killed by the English, It shall not be of any account.

[盗人がイギリス人によって殺されたとしても、それはいかなる考慮にも値しないものとする。]

に相当する内容であろう。盗人については、スルタンとの協議なしにイギリス側が処刑できるとされている。イギリスの盗人の処遇については、ここでは想定されていないのであろう。

ここまで、ジャウィ文書をもとに英語文書を比較してきたが、次の英語文書第7項、

7. No Person belonging to the English shall be admitted to a Commerce without the Consent [and] ⁽⁷¹⁾ approbation of the Chief, and having previously assented to the articles and Chief's Ju [risdiction] ⁽⁷²⁾.

[イギリスに属している (関係している) 人は誰であれ、指揮官の承諾と許可を得ることなしには、またこれらの諸条項と指揮官の権限 (裁判権) に事前に同意することなしには、交易を認められないものとする。]

に相当する内容はジャウィ文書には見られなかった。本項では、イギリス側につく人は、スールーでの交易に関わるさいに事前にイギリスの指揮官の承諾が必要である旨が記されているので、イギリス側が独自に規定したものなのかも知れない。

しかし同様にジャウィ文書に記述のない第5項は、スルタンとの契約に関わる問題を含む。

5. If the English are inclined to have Plantations, they shall have leave to purc [hase] ⁽⁷³⁾ Ground, and cultivate on it what they please, and be secured in the safe Possession of their Property.

[イギリス人が農園 (もしくは栽培地、農場) を持ちたいと思う場合、彼らは土地を購入し、彼らの好きなものをそこで耕作する許可が得られ、また彼らの財産の安全な保有を保証されるものとする。]

本項は、イギリス人が栽培を行うための土地を購入して耕作することができ、その土地財産の占有は保証されるという内容である。この規定はイギリス側に都合よく加えられたと

も解釈できるだろう。

2-2. 2枚目, 3枚目

2枚目は右側1枚に英語部分とジャウィ表記部分がある。一番上には, “Manila, 20th November, 1761” とあり,

I, Sultan Allamodin, son of Badarodin, do accede to this Treaty this 20th day of November, 1761. Month Rabbe-ol-Akir, 1175.

と英語表記されている。Sultan Allamodin は, 次のジャウィ表記ではスルタン・ムハンマド・アズィームツ=ディーン Sultān Muhammad ‘Azīm al-dīn で, Rabbe-ol-Akir は, 同様に, アラビア語で第4月を意味する rabi‘ al-akhir である。つまり西暦1761年11月20日, ヒジュラ暦1175年第4月に, アズィームツ=ディーンがマニラで条約に同意したとされる。アズィームツ=ディーン1世は, 「イスラームの学識の深さで知られていたが, 1737年にスペインとの和平協定を成立させた」。その政策に不満を持つダト層らによる反乱がおり, 国王がその鎮圧にスペインの援助を求めたために民心が離反。1748年に王位を追われてマニラに亡命していたおり, かわって弟のムイッズツ=ディーンが王位についた⁽⁷⁴⁾。

Aku yang Sultān Muhammad ‘Azīm al-dīn⁽⁷⁵⁾ anak Sang⁽⁷⁶⁾ Sultān Muhammad Badar al-dīn seperti mīthāq⁽⁷⁷⁾ ‘ahd⁽⁷⁸⁾ di sini, maka adalah aku masuk dalamnya dengan suka riḍā’⁽⁷⁹⁾ -ku, maka ketika aku masuk ke dalam mīthāq ‘ahd ini, yaitu pada tarikh empt likur hari bulum rabiulakhir⁽⁸⁰⁾ dalam hijrat seribu seratus tuju puluh lima tahun dengan tanda bekas tangan-ku.

[ここにおける協定・約束のごとく, 私, スルタン・ムハンマド・バダルツ=ディーン閣下の子であるスルタン・ムハンマド・アズィームツ=ディーン(1世)は, 自ら喜んで王宮に入るものとし, 私がこの協定・約束に加わる時, すなわちヒジュラ暦1175年の第4月24日(1761年11月22日)に, 自署す。]

Inilah al-Sultān Muhammad ‘Azīm al-dīn yang memerintah negri Suluk.

[スールー王国を支配するスルタン・ムハンマド・アズィームツ=ディーン]

などとある。これまで見てきたように, 1枚目はムイッズツ=ディーンとダルリンプルとが交わした文書で, 右側の英語文書は西暦1761年1月28日, 左側のジャウィ文書にはヒジュラ暦1174年第6月22日(西暦1761年1月29日)の日付が記されていた。2枚目はアズ

イームツ=ディーン (1世) の署名があり、イギリス側は彼にも「諸条項」に同意するよう求めたことが分かる。そして同年11月20日 (英語表記部分)、ヒジュラ暦1175年第4月24日 (1761年11月22日、ジャウィ表記部分) とあるので、2日間のずれがある。1枚目ではマレー語で約束 (契約・条件) など意味する *janji* や、その派生形で協定 (契約・合意) を意味する *perjanjian* ⁽⁸¹⁾ という単語が使われていたが、2枚目ではアラビア語で協定を意味する *mīthāq* や約束を意味する *‘ahd* という単語が使われている。アラビア語に詳しいアズィームツ=ディーンならではの表現だったのかも知れない。ジャウィ文書にある「王宮に入る (*masuk dalamnya*)」という言葉は、英語部分には見当たらないのだが、マニラにいたアズィームツ=ディーン (1世) がスールー王国の王宮のあるホロ島に戻ることを意味するのであろう。1764年、実際に彼はホロ島に戻り、復位している。

そして、資料3枚目左側には、上述の資料1枚目左側のジャウィ文書とほぼ同じ内容が記され、右側にはジャウィ表記の署名のほか、英語表記も付記されている。ただし英語表記は字体がすべて共通なので、本人の署名ではなく、イギリス側の誰かが識別 (あるいは心覚え) のために付記したメモであろう。どのような順序で記されているのかよく分からないが、資料の斜め上にある署名から順に一部を見てみよう。

(…)

D. Kam. (英語表記)

Tanda bekas tangan Dato' Imam ⁽⁸²⁾.

[ダト・イマーム, 自署す。]

Dato Bandahara. (英語表記)

Tanda bekas tangan Dato' Bandahara.

[ダト・ブンダハラ, 自署す。]

Maharaja Lela. (英語表記)

Tanda bekas tangan Maharajalela ⁽⁸³⁾.

[マハラジャルラ, 自署す。]

(…)

Oran Ky Baloollee. (英語表記)

Tanda bekas tangan Orang Kaya Bab al-dīn.

[オラン・カヤ・バーブツ=ディーン, 自署す。]

(…)

Oran ky Mallick. (英語表記)

Tanda bekas tangan Orang Kaya Malik.

[オラン・カヤ・マリク, 自署す]

(…)

上述の通り、Dato' Bendahara はダトの代表の長とされる。オラン・カヤは富裕な有力者などにつけられる称号で、Orang Kaya Malik は彼らの代表であったのだろう。また説諭者のような存在と言われるマハラジャラ Maharajalela や、イマームと呼ばれるイスラームの指導者もいた。このように、ムイッツツ=ディーンとアズィームツ=ディーン1世、およびスルー王国の上層部にいるとされる人物などの署名がある。また、名前につけられている「ディーン (宗教, 信仰)」という言葉ですら、英語は正確に表記されておらず、ジャウィ表記に沿って記したものではないのであろう。

おわりに

本「諸条項」に関するスルー王国側の資料が見当たらないため、现阶段ではスルー王国にとってイギリスとの取り決めがどのような効力を持っていたのかなどの実態について検討することはできない。しかし、ジャウィ文書と英語文書とを比較するなかで、双方の認識や表現に相違点があることが分かった。

ダルリンブルの業績の一つに、スルーにおける「商館 (Factory)」の建設が挙げられるのだが、本ジャウィ文書を見る限り、それは交易する場所 (tempatnya berdagang-dagang) を兼ね備えた、織物を置くための場所 (tempat menaruh kain) としての倉庫 (gudang) である。商館にはさまざまな形態のものがあって多様とされるものの、マドラスのような居住地を含めた地区全体が壁で囲まれている商館との違いを明確にするという意味でも、上述のような「倉庫 (gudang)」という表現を大事にしたい。

また、英語文書中の第1項「菜園 (Gardens)」について、ジャウィ文書中では「砂糖黍を栽培する土地 (tanah tempat bertanam tebu)」と具体的な用途を示していた。さらに、英語文書第5項の内容、すなわちイギリスが栽培を行うための土地を購入し耕作する許可に関するものは、ジャウィ文書中には見られない。つまり、「諸条項」によってイギリスが「農園もしくは栽培地、農場 (Plantations)」を獲得したとは言えないだろう。また、イギリス人のためにやってきた人物が住まうにあたり、ジャウィ文書ではイギリス人の指示 (命令) に従って行動するようになどと記すのみだが、英語文書第4項では「居住のための十分な土地が与えられる (be granted sufficient Ground for the Habitation)」として、居住地が付与されるというような表現になっている。

英語文書第3項では、「スルーのいかなる土着民をも」「雇用する自由」に言及しているが、ジャウィ文書にある「もし土着の人がイギリスの人の雇われ者となった場合」という一文は、彼らを雇う自由について述べたものものではないだろう。さらに英語文書第6項にある「スルタンに支配するあらゆる場所との自由な交易」については、これに直訳できる文言はジャウィ文書にはないのだが、商人がスルーにやってきた場合の対応につい

て記されている部分、つまり商人はイギリスとスルタン双方との交易が可能だが、商人がスルタン以外の人びとと交易をするにはイギリスの許可が必要になる、とする一文に関連があるのかも知れない。本稿「はじめに」で記したように、19世紀にかけてスールーでの交易量は増大する。しかし、場合によっては同地域の人びとの交易活動に制限を加えかねない一文が入っていたことにも目を向ける必要があるだろう。

そして、英語文書中第4項には中国の商人を意識した言葉があるが、ジャウィ文書中には中国という言葉は見られない。イギリスは中国への交易の拡大をねらっており、中国と関係を持つ人を取り込みたいという意図が見られる。英語文書では「税あるいは関税 (Custom or Duty)」とするが、ジャウィ文書では関税というよりはむしろ慣習的な贈り物を意味するであろう *adat* という言葉が使われていた。そして船が壊れ (ジャウィ文書)、船が遭難した (英語文書) 場合の積み荷の扱いについて、ジャウィ文書ではスルタンと持ち主に分配するという表現になっているが、英語文書ではスルトンの取り分を「海難救助料 (salvage)」と規定する。さらに資料3枚目のジャウィ表記部分を見ると、人名もより正確に読み取ることができ、イスラームの指導者の立場にあるような人などがいたことも分かる。

このように、スールー周辺でのイギリス人の土地所有に関し、両者の表現には認識の違いが表れている。ジャウィ文書には英語文書には記されていない条件が付されていたり、英語文書版とはニュアンスの違う言葉や表現が使われていたりする点などにも、スルタン側の解釈を垣間見ることができ、興味深い。

なお、本稿で検討した1761年の文書とは異なり、1764年のジャウィ文書はスールー王国のスルタン・ムハンマド・アズィームツ＝ディーンや首長たちの署名で始まる。残念ながらその内容は必ずしもマレー語の知識のみでは解釈できないことが分かっていた⁽⁸⁴⁾。署名のなかにタウスグ⁽⁸⁵⁾という言葉があり、彼らが使っていた現地語の表記が含まれているのかも知れない。その解説は今後の課題の一つとしたい。

【凡例】

- ・ジャウィのローマ字転写のさいは、基本的には現代マレー語を用いるが、ジャウィ表記とのあいだに違いがある場合には、ジャウィ表記を優先したものもある。また [] に現代語訳を付す。
- ・ジャウィの文書において判読できない、もしくは曖昧な言葉・単語は [] に入れた。
- ・現代語訳においては () によって引用者の補足説明を示す。
- ・英語資料からの引用文においては、単語の大文字や斜体は原文通りとした。また、文章を一部省略した場合は、(…) で示した。

[注]

- (1) Cesar Adid Majul, *Muslims in the Philippines*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1999 [1973], pp. 12-13.
- (2) James Francis Warren, *The Sulu Zone 1768-1848, the Dynamics of External Trade, Slavery, and Ethnicity in the Transformation of a Southeast Asian Maritime State*, Singapore: Singapore University Press, 1981 ; 池端雪浦編『東南アジア史II』世界各国史6, 山川出版社, 1999年, 第三章(鈴木恒之氏執筆), 166-171頁参照。
- (3) Alexander Dalrymple : 水路学者。1737年エディンバラ近くのNew Hailesで生まれる。1752年イギリス東インド会社の書記に任命され, 1753年5月にマドラスに到着した。マドラスの総督George Pigotの保護のもと, 書記補に上りつめ, ミャンマー(旧称ビルマ), インドシナ, ボルネオと東インド会社との初期の交易を研究するため, オームの蔵書を利用していたことがある。後に*Oriental Repertory*などを出版した。H. C. G. Matthew and Brian Harrison, eds., *Oxford Dictionary of National Biography: in Association with the British Academy: from the Earliest Times to the Year 2000*, New York: Oxford University Press, 2004, Volume 14, pp. 976-978.

Robert Orme (1728-1801) : 歴史家。1754年9月12日にマドラスに到着したが, 1760年にはロンドンに戻り, 後に書物を出版した。マドラス在住時, 総督に次ぐ出納責任者まで昇進した。さる業務のお蔭でダルリンブルはオームの注目するところとなった。ダルリンブルは彼の蔵書の利用を認められ, そこから(各地の)知識を得た。Howard T. Fry, *Alexander Dalrymple (1737-1808) and the Expansion of British Trade*, with a Foreword by R. A. Skelton, London: Frank Cass & Co. Ltd. for the Royal Commonwealth Society, 1970, pp. 4-5; *Oxford Dictionary of National Biography*, Volume 14, p. 939.
- (4) 本「条約」締結の経緯や内容については, 主に以下の文献を参照。Howard T. Fry, *op. cit.*, pp. 44-45; Serafin D. Quiason, *English "Country Trade" with the Philippines, 1644-1765*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1966, pp. 122-124; Horacio de la Costa, "Muhammad Alimuddin I, Sultan of Sulu, 1735-1773," *Philippine Historical Review*, Volume 1, No. 1, 1765, pp. 109-116.
- (5) ジャウィとは, 広義には「東南アジアのオーストロネシア語——マレー語やインドネシア諸語, フィリピン諸語などが含まれる——のアラビア文字表記の総称」を意味する。南部フィリピン諸語にはタウスグ語, サマ語, ヤカン語, マギンダナオ語, マラナオ語などがある。そのジャウィ表記は, マレー語ジャウィと基本的な特徴を共有している, とされる。川島緑「南部フィリピン・イスラーム地域のジャウィ史料」『歴史と地理(世界史の研究)』No. 576 (2004), 49, 51頁参照。
- (6) 英文部分は次の資料に活字化されており, 参考になる。"Treaties between the East India Company and Sooloo: 1761-69," The National Archives, FO/881/3844.

- (7) 川島緑氏前掲論文のほかにも、『上智アジア学』第20号(2002)に「ジャウィ文書研究の可能性」という特集が組まれており、参考になる。
- (8) 「清代中期におけるスールー(蘇祿)と中国のあいだの文書往来——ジャウィ文書と漢文史料から」『東洋學報』第91巻第1号, 01-029頁。
- (9) India Office Library, *Home Miscellaneous Series*, Volume 629, pp. 456-461 (the original copies).
- (10) 注(3) *Oxford Dictionary of National Biography* 参照。
- (11) William Wilson: 生歿年未詳。当時、ウィルソンはすべてのイギリス東インド会社の艦船の提督を務めていた。Howard T. Fry, *op. cit.*, p. 17.
- (12) 前掲『東南アジア史II』168頁。
- (13) 資料3枚目のジャウィ表記の署名では, Dato' Bendahara. なおダルリンブルは, スールー王国の政治組織(Sooloo Government)は次の3つに分かれていると説明する。“The *Sultan; Nobility, or Datos*, chiefly personated by *Dato Bandahara*, whose Authority appears to be little less than the *Sultan's*; and *Orankys*, or rather the *people*, personated by *Oranky Mallick*.” [スルタン。主として *Dato Bandahara* に代表されるダト, すなわち貴族階級。その権威はスルタンに優るとも劣らないように思われる。そして *Oranky Mallick* に代表されるオラン・カヤ, ないしは人民。] Alexander Dalrymple, “Account of Sulu,” in *Oriental Repertory*, London: William Ballentine, Volume 1, 1808, p. 540. “Account of Sulu” は, *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia* 21, Volume 3 (1849), pp. 545-567 にも所収(一部省略あり)。
- このうち, ダト dato' (datuk) とは, ① 国王および各州のスルタンから功績のあった者に授与される称号, ② 地位の高い者への敬称。Datuk Bendahara は宰相という意味の普通名詞(マレー王国時代の)。小野沢純・本田智津絵編著『マレーシア語辞典』大学書林, 2008年, 152頁。よって, ここでは後者を指すのであろう。一般的にはダトは首長, そしてオラン・カヤ Orang Kaya は富裕な有力者。
- (14) “In January 1761. the English concluded a treaty at sooloo with Sultan Banteekan, called Mahumud Moijodin, the reigning Prince, which treaty was ratified in September following by Dato Bandahara the head of the nobility on their behalf, and by the chief people of Sooloo.” Alexander Dalrymple, *A Full and Clear Proof, that the Spaniards can have no Claim to Balambangan*, London: Printed for the Author: and Sold by J. Nourse, Bookseller in Ordinary to his Majesty, and P. Elmsly, in the Strand; Brotherton and Sewell, in Cornhill, 1774. p. 32. 東京大学駒場図書館の Eighteenth Century Collections Online (ECCO: 18世紀英語圏刊行物全文データベース) で閲覧。PDF ファイルを入手(2009年9月30日)。

なお1761年1月の文書は本稿で扱う資料1枚目, 9月の文書は資料3枚目にあたる。

オランダ東インド会社やイギリス東インド会社のアジアでの活動については, 羽田正『東インド会社とアジアの海』(興亡の世界史第15巻, 講談社, 2007年)がある。また羽田正氏が指摘す

るように、イギリスやヨーロッパといった言葉の使い方には十分注意を払わなければならないが、本稿では、英語文献における England は「イングランド」、English は「イギリス、イギリス人(の)」、European は「ヨーロッパの人」、ジャウィ資料における orang Ingelis, anak Ingelis (注 43 参照) は「イギリスの人」、Ingelis は「イギリス、イギリス人」と訳した。

- (15) 英国国立公文書館の資料 (注 6 参照) は英語部分のみ活字化されている。そこでは Moh-i-Todin と表記。
- (16) Howard T. Fry, *op. cit.*, p. 44.
- (17) Serafin D. Quiason, *op. cit.*, p. 126. 1762 年の航海記録の原本は、現在ブルネイ博物館が所蔵していると思われるが、確認できなかった。ダルリンブルが取ったとされるこの記録の写しは、現在、英国博物館が所蔵するが、原本と写しのあいだには一部に異同があると言われている。Tom Harrison, “The Unpublished Rennell M. S. : A Borneo-Philippine Journey, 1262-63, Edited, with Introduction and Notes,” *Journal of Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, Volume 39, Part 1 (1964), pp. 92-136.
- (18) Major James Rennell, “Journal of a Voyage to the Sooloo Islands and the Northwest Coast of Borneo, from and to Madras, with Descriptions of the Islands etc.,” Apr. 1762-Feb. 1763, British Museum, Add. 19299.
- (19) 前掲『東南アジア史 II』169 頁。
- (20) Alexander Darlymple, *An Engraved Chart of the Sooloo Archipelago, Laid down Chiefly from Observations in 1761-1764*. 61×46 cm. British Library 所蔵。
- (21) “ (...) ; but I must own, the sound of the Sooloo Language, is not agreeable to my Ear; It is said to have as great Affinity to the *Bissaya*, as *Spanish* to *Portuguese*, and appears to be copious, from the different Appellations of Quantity, &c.” “ (...) But that these Languages are derived from the *Malay*, seems very improbable: The intercourse with the *Malays*, and the use of that Language, as the general Means of Conversation with Strangers, will naturally account for the Introduction of many *Malay* Words, or Words with Affinity to *Malay*.” Alexander Darlymple, “Account of Sulu,” pp. 547-548.
- 同地域の言語については、注 (5) 参照。なお「フィリピン南部のビサヤ諸島で話される言語はビサヤ語と総称されることが多いが、実は非常に多くの異なる言語が含まれている」。土田滋「ビサヤ語」、『世界大百科事典』23, 平凡社, 2007 年改訂新版, 442 頁。スルー諸島のタウスグ Tausug 語は南部ビサヤ語に分類される。
- (22) “There are a few who understand a little *Arabick*.” Alexander Dalrymple, “Account of Sulu,” p. 552.
- (23) Horacio de la Costa, *op. cit.*, p. 96.
- (24) Thomas Forrest, *A Voyage to New Guinea and the Moluccas, 1774-1776*, Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1969, p. 329.

- (25) 現代マレー語では, hijrah.
- (26) 同資料3枚目ではZ-Yと表記されている。アラビア文字ではそれぞれの字母に数値が割り当てられており, Zは7, Ā (アリフ) は1, Yは10に相当する。羽田正「アブジャド」, 大塚和夫等編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 2002年, 39頁。マレー語にも同様の「アブジャド」の考え方がある。Dewan Bahasa dan Pustaka, ed., *Kamus Dewan*, edisi keempat, Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka, 2007. tahun は年という意味の単語なので, pada tahun Z-Ā-Y (もしくはZ-Y) は, 字母数値として読めば「zāy alif yā (zāy yā) の年に」つまり「18年 (もしくは17年) に」となるが, ここでは未詳。訳文には反映させていない。
- (27) アラビア語訓みなら Jumādā al-akhira (ジュマードー・アル=アーヒラ), 第6月。
- (28) 現代マレー語では Sultan. 本資料には基本的に母音符号は付されていないが, 初めに記されている「スルタン」という単語にはそれがあるので, 長母音 a を表記した。なお以下では省略されている。
- (29) janji は「約束, 契約, 条件」などの意。perjanjian は「協定, 契約, 合意」などの意。
- (30) S-R から構成される言葉であることと, それが用いられている文脈とを考慮し, 英語で「~殿」を意味する Sir と暫定的に解釈した。
- (31) B-D-W-R から構成される言葉であることと, それが用いられている文脈とを考慮し, 現代マレー語で「代表」を意味する badari と暫定的に解釈した。
- (32) 後述の1764年に記されたジャウィ文書では, A-L-K-S-A-N-D-H D-A-L R-M-P-L と表記される。
- (33) 陳垣『中西回史日曆』中華書局, 1962年, 889頁。
- (34) アラビア語訓みなら「ムイッズ・アッ=ディーン」(信仰を強化する者) → 「ムイッズ=ディーン」。dīn はアラビア語由来の言葉。現代マレー語の綴りでは din だが, 後述の1764年に記されたジャウィ文書の母音符号を見ると, アラビア語訓みで, 長母音 ī の表記があると見なすことができる。
- (35) Sultan Badar ud-din I 世の在位期間は, およそ1718年から1732年 (Adid Majul Cesar, *op. cit.*, p. 18)。現代マレー語で badar は満月 (美的表現)。アラビア語訓みなら「バドル・アッ=ディーン」(信仰の満月) → 「バドル=ディーン」。
- (36) B が二つ重なった形「T-B-B-W」と表記されている。資料3枚目は「T-B-W」となっている。
- (37) 英国国立公文書館の資料にはここにD.とある。
- (38) 1709年に設立され1858年まで存続した, いわゆる「連合イギリス東インド会社」の正式名称, Company という名称でも知られている。
- (39) そこは, 「17世紀後半になると, 町の骨格がはっきりしてくる。狭い意味での東インド会社商館は, 要塞とその周辺に点在する会社関係の建物からなる。この地域は (中略) ホワイトタウンと呼ばれ, イギリス東インド会社の職員やヨーロッパ系, ユダヤ系, アルメニア系の富裕な私貿易商人が居住し, 地区全体が壁で囲まれていた」という。羽田正氏前掲書, 193頁。
- (40) 現代マレー語では inggeris.

- (41) kapten は (英) captain 「隊長, キャプテン, 大尉」などの意。komandor は現代マレー語の綴りでは komander で司令官, 指揮官の意。ここでは kapten と komander は同一人物として解釈される。
- (42) jua は juga と同義。juga adanya は文章の終結語で, 「～という次第です」の意。訳文には反映させていない。
- (43) anak 「人」という単語は, 同資料 3 枚目にはなし。Ingelis に対しては一般的には付けないのであろう。
- (44) 羽田正氏は, 「東インド会社に属する人々は, (中略) 北西ヨーロッパでの慣習や決まりを適用したかったはずである。しかし, 現実には, 各商館の置かれた港町や周辺の社会における慣習や決まりとの間で折り合いをつけなければならなかった」と述べている。羽田正氏前掲書, 182 頁。
- (45) 左端不明瞭。同資料 3 枚目によって「織物」を意味する単語 kain を補う。
- (46) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって English の一部を補う。
- (47) 注 (45) 参照。
- (48) アガルアガルはキリンサイ属 (*Eucheuna spp.*) の海藻。長津一史「水上家屋」, 京都大学東南アジア研究センター編『事典東南アジア——風土・生態, 環境』弘文堂, 1997 年, 355 頁。
- (49) “The Chinese Cargoes chiefly consist of *Cangans*, a coarse Cotton Cloth; of Nankin Cloth, called *Cowsoong*; and *Cast-Iron Pans*. Their returns made chiefly in Pearls, Mother of Pearl, Birds-Nest, Betele-nut, Sea-Slug, Cockles, Lacka-Wood, Ebony, and Agal-Agal.” Alexander Dalrymple, “Account of Sulu,” p. 567.
- (50) Thomas Forrest, *op. cit.*, p. 323.
- (51) 現代マレー語の辞書には adat と表記されている。ただし古典を読むさい, アラビア語由来の言葉で「アイン」(ع)の文字が使われている場合, 現代マレー語でもそれを表記することがあるので, ここではその方式に従った。
- (52) 同資料 3 枚目では, ada と表記されている。
- (53) 同資料 3 枚目には maka はなし。
- (54) 加藤剛「アダット」, 前掲『岩波イスラーム辞典』20-21 頁。
- (55) Howard T. Fry, *op. cit.*, p. 45. アヘン以外については現段階では未詳。なお, 当時, アヘンはイギリスの重要な交易品の一つであった。
- (56) 英国国立公文書館の資料では Sooloo.
- (57) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって prohibit の一部を補う。
- (58) 英国国立公文書館の資料では though.
- (59) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって補う。
- (60) 同資料 3 枚目には, ここに oleh とある。
- (61) 左端不明瞭。同資料 3 枚目によって, できる (可能), ～してもよい (許可) という意味の単語 boleh の一部 leh を補う。

- (62) 同資料3枚目には、ここにMuhammad Mu'izz al-dīn とある。
- (63) 例えばマフル氏の研究でも、スペイン人やオランダ人がインドネシア諸島全体に着実に影響力を拡大しつつあるのを背景として、スルタンは協力者としてイギリス人を歓迎した、と述べられている。Cesar Adid Majul, *op. cit.*, p. 303.
- (64) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって補う。
- (65) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって補う。
- (66) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって approved の一部を補う。
- (67) たとえばインドネシアなどでは、小舟をサンパン (sampan), 中型船をプラフ (perahu), 大型船をカパル (kapal) と呼び分ける。A. B. ラピアン「船」, 前掲『事典東南アジア——風土・生態, 環境』292頁。
- (68) 同資料3枚目には yang はなし。yang の用法には, ① 関係詞としての yang, ② 接続詞の yang, ③ 名詞句化の yang などがあり, また尊称として使われる場合がある。小野沢純『基礎マレーシア語』大学書林, 2000年を参照。本箇所では必ずしも必要な単語ではなかったのであろう。
- (69) 英国国立公文書館の資料では4文字目の Vessel から the までの一文が欠如。
- (70) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって Sultan's の一部を補う。
- (71) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって補う。
- (72) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって Jurisdiction の一部を補う。
- (73) 右端不明瞭。英国国立公文書館の資料によって purchase の一部を補う。
- (74) 前掲『東南アジア史II』167-168頁参照。その後、ムイッズッ=ディーンの子のアズィームッ=ディーン2世(在位1763-64, 78-91)があとを継ぐ。さらにアズィームッ=ディーン1世はスルーに帰還して復位する。なお、イギリスは1762年から64年までマニラを占領した。前掲『東南アジア史II』168-169頁, Adid Majul Cesar, *op. cit.*, pp. 18-20などを参照。
- (75) 後述の1764年の資料には母音符号が付されており、アラビア語訓みと同じ。アラビア語訓みなら「アズィーム・アッ=ディーン」(信仰において偉大な者)→「アズィームッ=ディーン」。現代マレー語では 'azimuddin などのような表記になるだろう。
- (76) Sang: ここでは, Sultān Muhammad Badar al-dīn への敬称。ただし現代マレー語では目上の人に対しては使われない。
- (77) アラビア語の mī thāq で, 語根 w-th-q から形成された名詞。「協定」の意。
- (78) アラビア語の 'ahd. ① 時代, 治世, ② 誓約, 約束, ③ 知ること, などの意味がある。
- (79) アラビア語の動詞 raḍiya (満足する) に由来する動名詞 riḍa' で, 「満足, 承諾, 同意」の意。現代マレー語では rela と表記され, ① 喜んで~する, ② 同意(する), ③ 許可(する)などの意。
- (80) アラビア語訓みなら rabī' al-akhir (ラビーウ・アル=アーヒル)。別名 rabī' al-thānī (ラビーウ・アッ=サーニー), 第4月。
- (81) 注(29)参照。

- (82) イマーム imam はアラビア語由来の言葉で、現代マレー語でイスラームの宗教指導者を指す。本稿ではスールー王国での具体的な役割については明らかにできなかったが、ここではその長のことであろう。「通常はムスリム集団を束ねるものをイマームと呼ぶ」。松本耿朗「イマーム」、前掲『岩波イスラーム辞典』168頁。
- (83) ダルリンプルはマハラジャルラに関して次のように述べている。“It is generally said, the *Maharaja Lela* is absolute, and beyond the reach of justice (...) He may be stiled the “Admonitor;” for it is his business, to exhort and reprove all Officers, even the *Sultan*, when wanting in their publick Duty, in doing this (...) .” [一般的にマハラジャルラは絶対的な存在で、司法の及ぶ範囲を超える（中略）と言われている。彼は「説諭者」なのかも知れない。というのも、他のすべての役人、あるいはスルタンでさえ、公的な義務を行うさいにこれを十分果たしていない場合には、その人物を戒めたりたしなめたりするのが彼の役目だからである（後略）] Alexander Dalrymple, “Account of Sulu,” p. 543.
前掲『マレーシア語辞典』381頁には、「マハラジャルラ（マレー王国時代の死刑執行者）」とある。
- (84) 1761年、英語文書第9項は、スルタンに対し、その支配地においてイギリス以外のヨーロッパの人びとには交易を認めないよう求めるものであった。1764年になると、英語文書第10項に、

The Sultan, Officers, and others of Sooloo engage not to admit any other Europeans but the English to a Commerce in these Dominions, nor to form any Treaty with Europeans inconsistent with this Treaty, and promise in good faith to communicate all applications from other Europeans, and Correspondence held with them, to the English Chief, who shall also communicate to the Sultan every thing coming to his knowledge regarding the Interest of Sooloo.

[スルタン、役人、その他のスールーの人びとは、これらの支配地域においてイギリス人以外のヨーロッパ人に交易を許可せず、この条約と相反するいかなる条約もヨーロッパ人たちと結ばないことを約束する。ほかのヨーロッパ人からのあらゆる申し入れや、彼らとのあいだで交わされた通信は、イギリスの指揮官に知らせることを誠意をもって約束する。イギリスの指揮官もまたスールーの利権に関して知り得たことのすべてをスルタンに知らせるものとする。]

(India Office Library, *Home Miscellaneous Series*, Volume 629, “Treaties between the East India Company and Sooloo: 1761-69,” The National Archives, FO/881/3844 を参照)。

とあり、イギリス側はスルタンだけでなくその他の人びとにも、他のヨーロッパ諸国との交易や、この内容に相反する「条約」の締結を認めていない。またスールーの人びとには、交渉の内容をイギリス側に知らせるよう求めている。他方でイギリス側はスールーの利権に関わる情報をスル

タンに知らせるといふ。これについて、ジャウィ文書ではどのように表現されているのかは分からない。スペインとの関係において、スルタンはイギリスとの関係を利用していたとも言われているが、1761年の英語文書よりも制約の多い内容になっているという印象を受ける。

- (85) フィリピン南部のホロ島を中心にタウスグと呼ばれる人びとが居住し、タウスグ語を話す。彼らはスールー王国のスルタンやダトなどの地位に就いていた。フィリピンのほぼ中央に位置するビサヤ諸島の人びとがスールー諸島に定住したため、言語もその影響をうけたとされる。早瀬晋三「タウスグ人」、前掲『岩波イスラーム辞典』596頁。

[謝辞] ジャウィ文書の解説にあたっては、東京外国語大学のサイフル・バハリ・ビン・アフマッド Saiful Bahari Bin Ahmad 先生にお世話になりました。謝意を表するとともに、本稿に誤りがある場合、その責任は筆者に帰することを申し添えます。

[付記] 本研究は、公益財団法人三島海雲記念財団の2010年「学術研究奨励金」、財団法人松下幸之助記念財団の2010年「研究助成」による研究成果の一部である。

【図版】 出典: India Office Library, Home Miscellaneous Series, Volume 629, pp. 456-457.

